資料２

「不当な差別」、「人権侵害行為」、「人権問題」の関係について（修正版）

人権問題

条例に基づく人権施策
（相談を含む）の対象

※　人権に関する問題

人権侵害行為

（基本理念としての）
禁止の対象

※　他の者の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む）

不当な差別

紛争の解決を図るための
体制の対象

※　人種等の属性（人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう）を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、人権を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するもの

Ex.・不当な差別的取扱い⇒正当な理由のない特定の属性を理由とするサービスの提供拒否　など
・不当な差別的言動　⇒特定の属性を理由とする誹謗中傷、ヘイトスピーチ　など

Ex.・誹謗中傷　・プライバシーの侵害　・いじめ　・虐待　・セクシュアルハラスメント　・ドメスティック・バイオレンス
・対象者の同意のない人種等の属性についての情報収集等
・本人の同意のない属性の暴露　など
＊　なお、これらの行為は、「不当な差別」に該当することもあり得る

Ex.・不特定多数の者が共通の人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為
⇒「部落地名総鑑」の発行　など
・人権に関する社会的な課題⇒貧困、方針決定の場への女性の参画が十分でないという課題、高齢者の介護問題　など
・国際的な人権に関する問題⇒飢餓、紛争、環境問題　など